

社員 運用規定

社員になるためには、定款第3条、第4条に賛同し、第5条、第6条に定める要件を満たすものとし、定款第7条における、社員になるための負担費用を以下に定める。

(目的) 第3条

この法人は、進路支援、キャリア支援、就労・就業支援を社会に普及させることを目的とする。

(事業) 第4条

この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 進路支援事業
2. 就業支援事業
3. キャリア教育・就労・就業支援事業
4. 試験支援事業
5. その他、この法人の目的を達成するために必要な調査・研究・出版・イベントの企画・開催・コンサルティング・広報・事業活動

(法人の構成員) 第5条

この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得) 第6条

法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

社員	入会費	1万円/1口
	年間費	1万円/1口

上記費用は社団業務に係るため、本規定は社団理事会において決議し執行するものとする。

2016年12月28日
一般社団法人 全国進路キャリア就業支援機構
代表理事 中村 和正